

## 国際総合競技大会派遣規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック派遣委員会（以下「派遣委員会」という。）が派遣するデフリンピック競技大会等の国際総合競技大会（以下「総合大会」という。）の日本代表選手・役員（以下「選手団員」という。）が遵守すべき事項を定める。

### (選手団員の決定)

第2条 選手団員は、派遣委員会が別に定める大会毎の「日本代表選手団編成方針及び選手・スタッフ選考基準」に基づき派遣委員会の決議で決定される。

### (法令・規程等の遵守)

第3条 選手団員は、日本並びに開催国及び開催地域・都市の法令を遵守しなければならない。

2 選手団員は、派遣委員会が別に定める「日本代表選手団行動規範」並びに「国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規程」の内容を理解し、遵守しなければならない。

3 選手団員は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して斡旋、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない。

4 選手団員は、個人の名誉を重んじ、第三者のプライバシーを守らなければならない。

5 選手団員は、社会秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持つてはならない。

6 選手団員は、暴力、ハラスメント、違法賭博、八百長行為、ドーピング行為を含む薬物乱用、不適正経理等、スポーツの高潔性を脅かす行為に関与してはならない。また、そのような行為を発見した場合は速やかに競技団体を通して派遣委員会に報告しなければならない。

### (薬物の使用と性別の確認)

第4条 選手団員は、国内外の検査機関等の要求に応じ、ドーピング検査及び性別確認の対象となることに同意しなければならない。

### (安全管理)

第5条 選手団員は、常に、安全及び衛生に関する規則、通達、指示等を厳守し、その予防に努めなければならない。

### (肖像等)

第6条 選手団員は、総合大会組織委員会及び派遣委員会が認めた者が、派遣期間中、選手団員を撮影、録画又は録音することに同意する。

2 選手団員は、デフリンピック・ムーブメントの推進を目的に派遣委員会が実施する非営利事業において、前項の規定により取得した選手団員の肖像等（本人自身、写真・

イラスト、名前、通称、手形、足型、音声などを含むがそれらに限られない。以下同じ。)を使用することに同意する。

- 3 選手団員は、派遣委員会の承諾なしに、総合大会の公式服装を着用して、又は、大会等で得たメダル若しくは賞状等と一緒に、撮影又は録画された自身の肖像等を商業目的で使用し、又はその使用を第三者に許諾してはならない。

(大会期間中の肖像等の取扱い)

第7条 選手団員は、大会主催者並びに派遣委員会が定める期間中に、派遣委員会の事前承認を受けることなく選手団員の肖像を商業目的で使用し、又はその使用を第三者に許諾してはならない。

(公式服装)

第8条 選手団員は、各大会に係るすべての公式行事（記者会見及び表彰式を含む）において、派遣委員会が別に定める「国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規定」に従い派遣委員会が支給する選手団公式服装を、表示されたマーク等を変更又は隠すことなく着用しなければならない。

(処分等)

第9条 選手団員がこの規程（別に定める「日本代表選手団行動規範」「国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規程」及び「誓約書」を含む。）に著しく違反した場合、派遣委員会委員長は選手団員の認定を取り消す処分を行うことができる。

- 2 前項の処分を行う際は、派遣委員会が事実確認及び審議を行い、その結果を派遣委員会委員長に報告するものとする。なお、派遣委員会は審議にあたり、当該選手団員に弁明の機会を付与しなければならない。

(不服申立て)

第10条 処分を受けた選手団員は、派遣委員会委員長の下した処分に不服があるときには、決定後書面を受け取ってから14日以内に書面で不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立の審査請求を受けた場合には、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会の不服申立委員会規程に基づき、速やかに不服申立委員会を開催し、審査して、審査請求受領後、原則として1か月以内に不服申し立てに対する処分内容を決定する。

(規程の改廃)

第11条 本規程の実施に関し必要な事項等の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附則

- 1 本規程は、2025年7月13日から施行する。